

随意契約理由

令和8年(2026年)3月31日

契約担当課名	交通政策課
発注担当課名	交通政策課
契約名称	令和8年度豊中市南部地域乗合タクシー運營業務委託
契約内容	令和8年度豊中市南部地域乗合タクシー運營業務一式
契約締結日	令和8年(2026年)3月31日
及び契約期間	令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	阪急タクシー株式会社 (大阪府池田市空港1丁目9番10号)
契約金額	単価契約(想定履行額: 9,310,170円)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務委託の契約の相手方(以下当該事業者という。)は、令和3年度「豊中市南部地域乗合タクシー運營業務委託」のプロポーザル選定において第一優先交渉権者となり、令和3年4月から当該業務を履行した事業者です。</p> <p>本業務の履行にあたっては、道路運送法における「一般乗合旅客自動車運送事業」の営業許可と、運行に要するタクシー車両の両方が必要であり、営業所からの回送距離等の条件から、他社においては実質的に豊中市内での業務の履行は不可能であります。</p> <p>これより本業務を履行できる事業者は当該事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行うものです。</p>